

京都市告示第270号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年7月28日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
大原野17号 線	西京区大原野小塩町213番地地先から 同町212番地の1地先まで	旧	メートル 31.70	メートル 6.20 ~ 7.60
		新	31.70	6.51 ~ 42.22

(建設局土木管理部道路明示課)